

特別養護老人ホームには、全施設の老人が共同で使用できるような美容室、鉱泉治療、医学治療のための大浴場、体操、機能訓練のためのホール、低廉な食事を提供する食堂等が整備されている。この街の建設については市が総工費の3分の2、県が3分の1を負担した。

### 高齢者の半額割引旅行サービス

—ドイツ国鉄の行事—

ドイツ国鉄は1969年1月10日から4月30日までを高齢者のための特別サービス期間としこの期間中に31km以遠に旅行する60歳以上の女子と65歳以上の男子のすべての乗客に対して片道の料金を往復切符を発売した。この割引は一等車にも二等車にも適用され、またこの期間中急行券も半額割引となった

Blätter der Wohlfahrtspflege 1969 No. 2,  
Gerhard Haag

(春見 静子 上智大)

## 児童手当の必要性

この論は、合衆国における貧乏追放計画の構成分子の一つである児童手当制度について検討を加えるものである。この児童手当をはじめとする多くの所得保障の提案を評価するためには、まず、何がこの計画の目的であるのかを明確にしなければならない。

### 計画の諸目標

#### 所得の不足分を効果的に解消すること

この目標にかんしてだけいえば、所得保障の最も理想的な方法は、1ドルの支出に対し1ドルを与えるという100%を保障する方法である。しかし、それでは仕事への意欲を失なうだろうし、経済効果の上でも問題である。

#### 勤労意欲の確保

(アメリカ)



貧困線に近い所得階層に収入を保障すると、ある種的手段が講ぜられない限り、働く意欲を失ってしまうと一般的に信じられている。この点では多くの議論があるが、現在のところでは、これといった明確な解決の方法はない。所得保障政策における勤労意欲を起こさせる計画の典型として、受給対象者の稼いだ金額の何%かを、彼の収入基準額と関係なく獲得できるようにするというものがある。しかし、仕事への意欲を効果的に起こすためには何%が適当なのか、まだ知られていない。

#### 人間の尊厳の保持

計画は、対象者の人間性を最もよく高めるべきものであり、少なくともそれによって入

間性を害するものであってはならない。この目標を満たすため、受益対象者が生活様式を選択する機会を、最大限保障する必要がある。彼らとの信頼関係を強め、彼らに対し、受益者であるという汚名のレッテルを貼ることを極力避けなければならない。公的扶助プログラムへの批判の大半は、これが効果的に行なわれなかったことによるもので、現行の公的扶助は、いろいろな面から人間の尊厳さを損っている。そしてこの問題の中心は、資産調査にある。

資産調査は、その意図がどうであれ、(1)貯蓄意欲の減退 (2)個人的に利益をあげ収入を増加しようという意欲を起こさせない (3)家族を持とうという意欲をなくし家族の分離を促進する、などの否定的側面をもっている。また、資産調査をすることによって、調査対象者とそれ以外の人、貧困者とそうでない人との明確な区別は、しだいに大きな差別問題となり、それは黒人問題、白と黒との両極化現象にまでなっている。したがって選ばれるべき所得保障のプログラムは、この両極化現象を永久に固定化するものでなく、すぐ

に解消する方向に働かなければならない。そうでないと、現在問題にしている貧困ギャップ以上の社会問題を引き起こす危険がある。

#### 社会保障制度の戦略的拡大

社会保障法が成立して以来、貧乏追放のための所得保障制度は、新しく制度を創設したり、既存制度を補強したりして、充実・発展してきている。これは、多元的な接近方法であり、もしたただ一つの方法だけで所得確保のすべてを満たそうというのなら、それは非常に危険な要素をもつことになる。

#### 貧困層以外の人利益保護

一見奇妙に思えるこの目標も、貧困追放のためになくしてはならないものである。第一に、それは政治的配慮によるもので、いかなる計画も実行されるためには多くの国民の支持が必要であり、少なくとも広汎な大衆の反対があってはならない。これまでにも多くの人が指摘してきたように、低所得者層に金を与えるという提案についての反対意見は、特権階級の間からではなく、中下層階級から出ているのである。彼らの多くは、ひと昔前に施行された福祉計画により、貧困から脱却で

きた人たちである。この人たちは、貧困者の状態、とくに黒人の貧困者に対し、しだいに思いやりをもたなくなってきた。どんなにそれが誤った考え方であろうと、彼らは、貧困から脱け出たのは自分たちだけの努力の結果であり、また貧困から抜け出る道は決して安易でスムーズなものであってはならない、と固く信じている。貧困階層にだけ新しく利益を与えるという計画が、この中下層階級から強い反対を受けることは十分予想されることであり、この点からも、貧困に近い階層についても利益の及ぶことが大切である。

第二に、やっと貧困から逃げ出すことのできた人々には、何の生活基盤もないという不満がある。所得保障のプログラムは、単に貧困階層だけをおおうものでなく、また目前の経済効果だけにとらわれることなく、これらの人々の生活をも保障するものであるという長期の展望をもつことが必要である。

#### 児童手当による効果

ここでは技術的なことには触れず、これまで述べてきた所得保障プログラムの諸目標と

児童手当とのかかわりについて検討してみたい。単純に言えば、児童手当とは、すべての児童をもつ家族に対し、児童の福祉と家計の向上を目的に手当を支給するものである。それは、明らかに貧乏を追放するという効果だけをねらったものではない。それにもかかわらず、この児童手当のプログラムは、合衆国の貧困問題と、多くの点でかかわってくる。

1. 合衆国の福祉政策の基本には、働ける身体を有する貧困者は扶助の対象から除くという考え方があり、この点から言えば、すべての児童をもつ家族に経済的な援助をすることは、とてもむずかしいことといえる。しかし、国家は、貧困児童だけでなくすべての児童を対象にするということで、この計画の実施をするよう努力すべきである。

2. 児童手当制度では、仕事への意欲を減退するという事はない。(1)収入の多少にかかわらずすべての適格者に手当を支給する。(2)その額は家族全体の生活を維持するのに足りるものではない、という理由で、児童手当は、むしろ、積極的に働く意欲を起させる要素をもっている。児童手当を支給すること

と、課税の対象からある一定の所得水準以下を除くことにより、人々は、まず、第一段階として、貧困から逃れることが可能だと感ずる。さらに、勤労可能な一家の働き手は、貧困線を若干上回ったことにより、働く意欲がわいてくるだろう。

3. 児童手当は、ボーダーライン層をはじめ、病氣や不慮の事故で困っている家庭の児童のいる家庭にとって太いに役立つものである。とくに、結婚して間もない若い家族の直面している問題や、成人間近い子どもが成年になる準備をするときに役立つ。また、貧困層以外にも手当を支給することで、家族が未来の健全な生活設計をするときに積極的な役割を果たす。それは、無駄とか不要で非能率なプログラムとみるべきものではない。

4. 児童手当は、それが実施されれば、自動的に成年に達するまでの児童すべてに支給されるため、その受給者に不快な定義をつけて差別したり、受給者以外の人と区別する必要もない。

5. 児童手当制度は、失業扶助や貧困者に対する最低の給料確保など、社会保障の効果

をあげるのに一定の役割を果たすだろう。子どもが多くいる家族に対しても、簡単に社会的扶助ができることは大きな特典である。

6. 児童手当制度は、多元的・前進的・効率的に実施されるべき貧乏追放の作戦にかなうものである。実際に、これまで児童手当を実施している他国の経験をみると、児童手当制度を創設することにより、国民感情が好ましくなり、他の所得計画の実現にも役立ってきている。

### 経済効果

今日ではすでに明らかなように、ある一定の許容範囲の中では、経済効果という尺度は、むしろ他の諸目標より重要でなくなってきている。また、児童手当制度それ自体も、一部の人たちのいうように、経済的に効果がないとは必ずしもいえないことが判明してきている。そのことは、1968年の保健・教育・福祉省の報告をみれば明瞭になる。それは、1972年までに未成年者の所得不足を解消しようというもので、(1)18歳未満の児童1人当たり毎月25ドルの児童手当支給(2)改善された公

的扶助制度の実施 (3)現存制度の改正と拡充, をその提案内容としている。これに要する費用は総額 132 億ドルで, そのうち 118 億ドルは児童手当にかかる費用であり, これによって 78 億ドル分の未成年者の貧困ギャップが解消できると説明している。いずれにしても, 先にも述べたように, プログラムの選択は, 経済効果だけでなく, 他の諸目標との関連でなされるべきものである。

### 社会福祉の展望に向かって

以上, この論では, 児童手当制度の弁護というより, 所得確保のための議論は広汎に, いろいろな方向でなされなければならないことを述べてきた。

1. プログラム選択の分析にあたっては, 経済効果以外の目標や方法を考えるべきである。社会福祉推進の観点からいって, 諸提案の分析の中心は, 政治的・経済的な実行可能性を条件にして, いかに効果的に所得を再分配し, 社会的に統合するかの評価におくべきである。

2. 収入不足分の解決の見通しは, 伝統的

な所得保障の概念だけにとどめてはならない。いかなる形の所得保障計画も, 単純に言えば所得の移動である。その移動は, 多元的方法で行なわれることが可能であり, また, 事実そうである。たとえば, 1964年の所得税カットは 200 億ドルの所得の移動を実現した。これは, 課税, 債権, その他の公的な国庫会計の政策決定のただ一つの例にすぎない。この操作によっても, おそらく, 現在流行している所得保障のプログラムより, 貧困者やそれに近い人々の生活を利すると思われる。

3. 最後に, 現在, われわれの論じている

所得保障のプログラムだけが, 考えるる全てであると認めるべきではない。どのプログラムをとってみても, 多くの重要な欠点がある。それゆえ, 事情に精通した大胆な想像力を新しい提案に応用することが必要で, それによって, より適切に社会福祉の展望を明らかにし, 社会的・人間的諸目標の実現を可能とすることができるのである。

Scott Briar, Why Children's Allowances?  
*Social Work*, Vol. 14, No. 1, January 1969.

(根本嘉昭 全社協)

## 慢性腎臓病治療への費用・有効性 分析の応用

(アメリカ)



この論文は, 慢性腎臓病の治療のうえで, 施設での腎透析(患者の血液から人工腎臓によ

て不純物をとり除くこと) と, 自宅での腎透析ならびに腎移植のいずれが最もいい方法であ